

特定給食施設 管理栄養士変更（配置）届の提出について

貴施設において管理栄養士が変更（配置）した時は、健康増進法第21条第1項、港区管理栄養士配置特定給食施設の指定要領第3条第1項の規定により変更（配置）届の提出が必要です。

提出する書類

- (1) 管理栄養士変更（配置）届（第3号様式）
管理者名は、施設側の管理者になります。
- (2) 管理栄養士免許証の写し(コピー)を添付してください。
- (3) 港区管理栄養士配置特定給食施設の証
新証書と差し替えますので、旧証書は返却してください。
- (4) 新証書と届出の控えをお送りしますので、返信用封筒（あて先を書いたA4版の入る大きさで切手貼付）を同封してください。

<受託給食会社の管理栄養士が変更した場合>

- (5) 給食会社は「給食会社管理栄養士変更(配置)届」（第3号様式の2）に管理栄養士免許証(写)と旧証書を添付して施設側の管理者に提出してください。
- (6) 施設側管理者は、(1)に(5)を添付して保健所に提出してください。

用紙の入手について

- (1) 港区公式ホームページからダウンロード
トップページ→暮らし・手続き→営業許可・免許等申請→健康増進法に基づく給食届出関係→(4)管理栄養士変更（配置）届関係
- (2) 郵送を希望する場合
あて先を記載した返信用封筒（切手貼付）を下記までお送りください。
- (3) 保健所窓口の場合
みなと保健所(5階奥)生活衛生課食品広域監視係の窓口でお渡ししています。

提出について

- (1) 郵送の場合
みなと保健所（5階奥）生活衛生課食品栄養表示担当まで送付してください。
- (2) 保健所の窓口の場合
みなと保健所(5階奥)生活衛生課食品広域監視係の窓口に提出してください。

<問合せ及び送付先>

港区みなと保健所 生活衛生課 食品栄養表示担当
〒108-8315 港区三田1-4-10
TEL 03(6400)0057

※平成30年4月1日から担当部署が変更になりました。